　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和２年４月１７日

　小学生の保護者の皆様

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　西条市教育委員会教育長

事故があったときに、日本スポーツ振興センターの対象になるのかの確認をお願いします。かからない場合は、保険に入る必要があると思います。

新型コロナウイルス感染症防止のための臨時休業のお知らせ

　春陽の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜びを申し上げます。日頃より西条市の教育活動に対しご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

　さて、西条市では新型コロナウイルス症感染の広がりを防ぐため、市内全小・中学校を令和２年４月２０日（月）から令和２年５月６日（水）まで臨時休業と決定しました。

　つきましては、下記のことに十分留意し各ご家庭での対応をお願いいたします。

記

１　臨時休業の期間　令和２年４月２０日（月）～令和２年５月６日（水）

　　　　　　　　　※　但し、**４月２０日（月）は登校日（午前中・給食なし）**とします。

**通常通りに登校、１１時５０分集団下校**

２　休業中の生活について

　（１）　咳エチケットや手洗い等感染防止対策を徹底してください。

（２）「密閉・密集・密接」の状況を避けてください。

（３）　１日の過ごし方や学習計画を立て規則正しい生活を送るようお願いします。

（４）　健康保持の観点から、運動不足やストレスを解消するため、安全な環境の下での

　　　ジョギングや散歩などの日常的な運動を心がけてください。

３　学習について

（１）　家庭学習のプリント等、学校で準備されたもので計画的に学習をするようお願いします。

（２）　ご家庭でのお子様の様子について、電話連絡や家庭訪問等を行いますが、家庭訪問をする　　　　場合は、電話等で連絡をした上で、感染に十分気を付けて訪問をいたします。

４ 児童生徒の預かりについて

（１）　対象　小学１年生～小学３年生と特別支援学級在籍児童（１年生～６年生）で、どうし

　　ても家庭で一人で過ごすことが困難な児童

（２）　預かる日　令和２年４月２１日（火）～５月１日（金）

（月曜日から金曜日（土・日、祝日は除く））

（３） 預かる時間　　　８：００～１４：３０

５　備　考

（１）　ご不明なことがありましたら学校もしくは西条市教育委員会にお問い合わせください。

　　　　（西条市教育委員会　0897-56-5151）

　　（２） 新型コロナウイルス感染症に感染しないよう細心のご注意をお願いいたします。なお、　　　　　万が一、お子様が感染した場合は、学校へご連絡をお願いいたします。